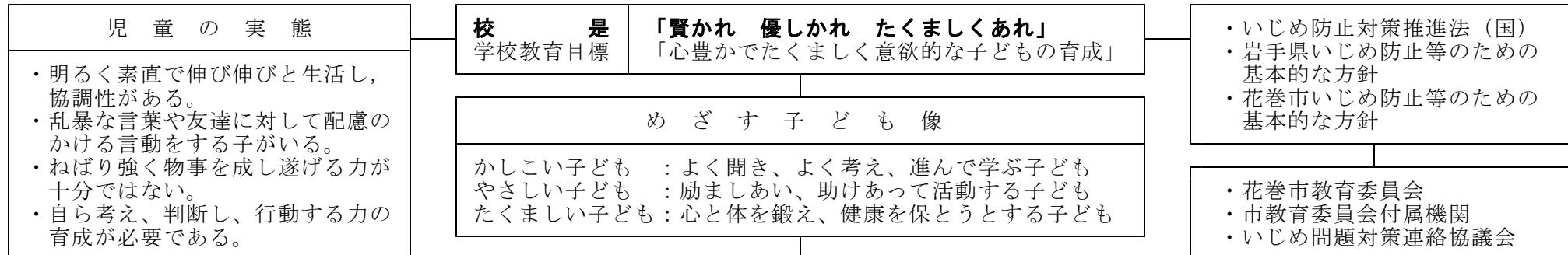


南城小学校いじめ防止基本方針（全体構造図）



いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止のための基本理念

- いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることを自覚し、学校組織として、未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。
- いじめの未然防止のためには、自他のよさや可能性を多様な視点でとらえさせ、互いの存在を認め合うことにより、自己肯定感や自己有用感重視した授業づくり、集団づくりを重視する。
- 学校は自己の伸長を図る場であり、そのためには学校生活を安心して送ることが大切であることを、日常の教育活動を通じて児童に自覚させる。

教科・道徳・特別活動	児童の観察及び把握	集団づくり	組織としての対策
全教育活動を通じて、児童が自己的よさや可能性を伸ばし、自己実現を図ることができる教育を進める。 [道徳] 明朗誠実、信頼友情 公正公平、愛校心、感謝 自主自立、生命尊重 等 [特別活動] 学級会活動の充実	日常生活における児童理解を大切にするとともに、年3回のアンケート調査及び個別面談等を実施することにより、児童一人ひとりの状況の把握に努める。 ○ 複数の職員の目による観察 ○ 各種委員会やその他、職員間の情報交流	発達段階に応じ、いじめ防止等を含めた集団づくり・コミュニケーション能力の育成に取り組む。 ○ 好ましい学級及び学年集団 ○ 集団登校班や地区子ども会等 異年齢集団	いじめの防止等に関する研修、情報交換会等を実施し、教職員のいじめへの対応力の向上を図る。 「校内生徒指導委員会」をいじめ防止等のための組織とする。 構成員は校長・副校長・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・関係学年主任・学級担任。必要に応じ部外専門家の参加を要請する。

PTA・地域の有識者・学校評議員・生徒支援員（SSW）・スクールカウンセラー・教育相談員（風の子ひろば）・心理福祉の専門家・医師 等